

令和 7 年 1 月 26 日

○規則

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

福祉事務所長が委任を受けた事務について、福祉事務所副所長等が専決し、又は代決することができることとするため改正する。

[内 容]

1 専決等（第4条関係）

福祉事務所長は、別に定めるところにより、その委任された事務を福祉事務所副所長等に専決させ、又は代決させることができるることとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 8 年 1 月 1 日

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第50号

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則（昭和38年小田原市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第30号中「老人福祉法」の次に「（昭和38年法律第133号）」を加え、同条第35号中「知的障害者福祉法」の次に「（昭和35年法律第37号）」を加える。本則に次の1条を加える。

（専決等）

第4条 福祉事務所長は、別に定めるところにより、その委任された事務を福祉事務所副所長等に専決させ、又は代決させることができる。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。